

えん あ く と わ か ば せいかつかいごじぎょうしょ
ゆめの園アクト若葉 生活介護事業所

じゅうようじこうせつめいしよ
重要事項説明書

とうじぎょうしょでは、りようしゃへしていしょうがいふくしサービス生活介護をていきょう提供します。
とうきーびすの利用は、原則としてかいご・くんれんとうきゅうふかじゆきゅうけつていいう受給決定を受けたかたがたいしよう方が対象となります。

ほんじゅうようじこうせつめいしよは、とうじぎょうしょとサービス利用契約のていけつきぼう締結を希望されるかた方
に対して、しゃかいふくしほうだい76じょうもととうじぎょうしょがいようていきょう提供されるサ
ービスの内容、けいやくじょうちゆういご注意いただきたいことをせつめい説明するものです。

(ページ数)

- | | | |
|-----|---|-----|
| 1. | サービスをていきょう提供する事業者 | 2 |
| 2. | りようしせつ利用施設 | 2 |
| 3. | つうじょうじぎょうじつしちいきおよえいぎょうじかん通常の事業の実施地域及び営業時間 | 3 |
| 4. | サービスに係るけいやくしせつせつびとうがいよう施設設備等の概要 | 3 |
| 5. | ていきょうしよくいんはいちじょうきょう提供職員配置状況 | 4 |
| 6. | とうじぎょうしょていきょう提供するサービスとりようりょうきん利用料金 | 4-6 |
| 7. | りようしゃきろくじょうほうかんりかいじ利用者記録や情報の管理、開示について | 6 |
| 8. | くじょううけつけけいやくじとうけつけ苦情の受付について | 6 |
| 9. | ぎやくたいぼうししんたいこうそく虐待防止、身体拘束について | 7 |
| 10. | きんきゅうじたいおうほうほう緊急時における対応方法 | 7 |
| 11. | ひじょうさいがいたいさく非常災害対策 | 7 |
| 12. | じこはっせいじたいおう事故発生時の対応 | 7 |
| 13. | そんがいばいしよほけんかにゆう損害賠償保険への加入 | 8 |
| 14. | りようかんりゅういじこうサービスの利用に関する留意事項 | 8 |

しゃかいふくしほうじん はっぴーねっと
社会福祉法人 ハッピーネット
えん あ く と わ か ば せいかつかいごじぎょうしょ
ゆめの園アクト若葉 生活介護事業所
していしょうがいふくし
(指定障害福祉サービス)
せいかつかいご
生活介護
じぎょうしよばんごう
事業所番号 1311903049

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 ハッピーネット
所在地	埼玉県さいたま市桜区南元宿 2-6-22
電話番号	048-767-3822
代表者氏名	理事長 伏見 広一
設立年月日	平成14年1月4日

2. 利用施設

事業所の種類	指定生活介護事業所 平成28年10月1日指定 (事業所番号) 1311903049
事業の目的	利用者の自立促進及び生活の質の向上
事業所の名称	ゆめの園アクト若葉 生活介護事業所
利用定員	35名
事業所の所在地	東京都板橋区若木三丁目15番1号
電話番号	03-3935-5780
管理者	古屋 翔太
サービス管理責任者	古屋 翔太・吉澤 仁子・齋藤 千枝
事業の運営方針	個別支援計画を重視し、一人ひとりの希望に則したサービスの提供を行う。 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つ、きめ細やかなサービスの提供を行う。
主たる対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者
開設年月	平成28年10月1日

3. 通常の事業の実施地域及び営業時間

通常 <small>つうじょう</small> の事業 <small>じぎょう</small> の実施区域 <small>じっしちいきおよ</small>	板橋区・練馬区・北区 * その他の地域の受入については要相談
営業日 <small>えいぎょうび</small>	月～金 (ただし 12/31～1/3、土日の突発業務や行事開催を除外)
営業時間 <small>えいぎょうじかん</small> (職員勤務時間 <small>しよくいんきんむじかん</small>)	月～金 08:30～17:30
サービス提供時間 <small>ていきょうじかん</small>	月～金 10:00～16:00

4. サービスに係る設備等の概要

(1) 施設・設備の概要

当事業所では、下記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害福祉サービス生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

建物	構造	鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート造)
	延床面積	7,151.47㎡ (2,163.32坪) * 併設事業所含める

名称	箇所数	備考
事務室	1	
訓練作業室 1	1	
訓練作業室 2	1	
多目的相談室	1	
医務静養室	1	
更衣室	2	
洗面所	2	
トイレ	3	

(2) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において施設・設備をご利用いただくにあたって、施設内の居室・設備・器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

5. 職員の配置状況

しよくいん はいちじようきよう

※配置される職員数に関しては、定員数に対して必要な職員数を配置しています。

しよくしゆ しよくむないよう 職種・職務内容		していきじゆん 指定基準
1. 管理者 施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう	きようつう 共通	めい 1名
2. サービス管理責任者 障害福祉サービスの提供にかかるサービス管理を行なう	きようつう 共通	めい 1名
3. 生活支援員等 利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する	せいかつかいご 生活介護	めいじよう 10名以上
4. 看護師 利用者の診察の補助及び看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事する	せいかつかいご 生活介護	めい 1名
5. 医師 利用者及び職員に対し、定期的及び緊急時の診療及び健康管理を行なう	せいかつかいご 生活介護	めい 1名

* 当事業所では、ご利用者に対して生活介護事業のサービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

(1) 「個別支援計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「個別支援計画」を定めて、サービスを提供します。「個別支援計画」は利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などをサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議にて確認された後、利用者や家族に説明し、同意をいただくものとします。利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。「個別支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。

<生活介護のサービス内容>

① 相談及び援助

利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。

② 家庭訪問による支援

常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を

おこな
行います。

③ 健康管理

日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

④ 送迎

自主通園が出来ない場合に限り、希望により送迎サービスを実施します。

⑤ 訓練

生活能力の維持向上のための食事や身辺自立等の日常生活能力を向上するための訓練を行いません。

⑥ 介護

利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄・入浴等生活全般にわたる援助を行いません。

(2) 利用者負担額

上記のサービスについては、サービス利用料金全体のうち9割が介護・訓練等給付費等の給付対象となります。事業者が介護・訓練等給付費等の給付を法定代理受領する場合には、ご利用者は、ご利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます(定率負担)。なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください

<利用者負担額の上 限について>

全体の利用者負担額は、市区町村が上限を定めています。利用者の希望により、当事業所を利用者負担の上 限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出下さい。当事業所において利用者負担の上 限管理を担当し、具体的上限を超える際の調整を行った場合には、別途上限管理にかかる費用(月額150円)をお支払いいただきます。

<償還払いについて>

事業者が介護・訓練等給付費等額の代理受領を行わない場合は、市区町村が定める介護・訓練等給付費等基準額の全額を一旦お支払いいただきます。

(3) サービス利用にかかる実費負担額

「介護・訓練等給付費等の対象外サービス」については、介護・訓練等給付費等の対象とならないため、実費をいただきます。別紙「介護・訓練等給付費等の対象外サービス」費用一覧表参照。

(4) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(2)、(3)の料金・費用は、ひと月ごとに計算し、ご請求します。

翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関してする利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み 武蔵野銀行 本店営業部 普通預金1223995 社会福祉法人ハッピーネット 理事長 伏見 広一
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、サービス利用計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出のない、利用の中止につきましては、取り消し料として下記の食材料費相当分の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の当日(受付時間内)までに申し出が無かった場合	食材料費(420円)

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則として変更を行う2カ月前までにご説明します。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

くじょううけつけまどぐち 苦情受付窓口	たんとうしゃ ふるや しょうた (担当者) 古屋 翔太
うけつけじかん 受付時間	げつ きん 8:30 ~ 17:30 月 ~ 金 8:30 ~ 17:30
れんらくほうほう 連絡方法	1. 電話の場合 03-3935-5780 2. FAXの場合 03-3935-5783 ※事務所窓口においても対応します。
くじょうかいけつせきにしや 苦情解決責任者	せきにしや (責任者) 萩原 章江

(2) ぎょうせいきかん たくじょううけつけきかん
行政機関その他苦情受付機関

いたばしくやくしよ 板橋区役所 しょう しゃふくしか 障がい者福祉課	しょざいち いたばしくいたばしにちようめ ぼん ごう 所在地 板橋区板橋二丁目66番1号 でんわぼんごう 電話番号 03-3579-2392 うけつけじかん 受付時間 9:00 ~ 17:00
いたばしく 板橋区 ほけんふくし 保健福祉オンブズマン	しょざいち とうきょうといたばしくいたばし ちようめ ぼん ごう 所在地 東京都板橋区板橋2丁目66番1号 (板橋区役所内) でんわぼんごう 電話番号 03-3579-2890 うけつけじかん 受付時間 9:00 ~ 17:00
ねりまくやくしよ 練馬区役所 しょうがいしゃしきすすいんか 障害者施策推進課	ねりまくとよたまきた ぼん ごう 所在地 練馬区豊玉北6丁目12番1号 でんわぼんごう 電話番号 03-5984-1387 うけつけじかん 受付時間 8:30 ~ 17:00
ねりまくほけんふくし 練馬区保健福祉サービス くじょうちようせいいいん 苦情調整委員	ねりまくとよたまきた ちようめ ぼん ごう 練馬区豊玉北6丁目12番1号 でんわぼんごう ふあつくす 電話番号・FAX 03-3993-1344
とうきょうとしゃかいふくしきょうぎかい 東京都社会福祉協議会 うんえいてきせいはいんかい (運営適正化委員会)	しょざいち ちよだくかんだするがだい とうきょう かいかん かい 所在地 千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階 でんわぼんごう 電話番号 03-5283-7020 うけつけじかん 受付時間 9:00 ~ 17:00
だいさんしゃいいん 第三者委員	こが めぐみ 090-6793-3384 古賀 恵 よこやま かずみ 090-2218-9973 横山 一美

9. ぎやくたいぼうし しんたいこうそく
虐待防止・身体拘束について

りようしゃ そんげん しゆたいせい そんちよう こうそく あんい せいとうか しよくいんひとり
利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員1人ひとりが、
しんたいき せいしんてきへいがい りかい こうそく はいし む いしき しんたいこうそく じっし
身体的・精神的弊害を理解し、拘束の廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施
に努めます。又虐待の防止や、虐待を受けているおそれがある場合の措置等、事業者の責務
つと またぎやくたい ぼうし ぎやくたい う ぼあい そちとう じぎょうしゃ せきむ
に努めます。又虐待の防止や、虐待を受けているおそれがある場合の措置等、事業者の責務
めいかくか
を明確化します。
(虐待防止担当者) 古屋 翔太

10. きんきゅうじ たいおうほうほう
緊急時における対応方法

しょうがいふくし ていきよう おこな
障害福祉サービスの提供を行っているときに、りようしゃ びょうじよう きゅうへん た きんきゅうじたい
利用者の病状に急変その他の緊急事態が
しょう すすみ さだま きょうりよくいりようきかん れんらく とう ひつよう そち こう
生じたときは、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じます。

1 1. 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難訓練及び消火訓練を行ないます。

1 2. 事故発生時の対応

- 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合には事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市区町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに書面として記録するものとします。
- 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行わなければなりません。

1 3. 損害賠償保険への加入

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	社会福祉施設総合保険
補償の概要	1名：1億 1事故：（身体/10億円、財物/1千万円）

1 4. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、ご利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業は、変更したサービスの内容に応じたサービス利用料金を請求します。

(2) その他留意事項

個人的な外出	サービス利用中の個人的な外出は認めていません。尚、その際の事故等については、園として責任は負いません。
医療機関への受診	緊急時には、緊急時連絡シート記載内容をもとに緊急時医療機関、または、協力医療病院に受診します。
医療処置	医師が常時配置する体制がない為、原則として軽微な応急処置以外の治療行為等は対応出来ません。
設備・器具の利用	施設内の設備・器具は、本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂くことがあります。
飲酒・喫煙	当事業所は自立などの訓練の場としての意味合いがあるため、飲酒は認められません。また、全館禁煙となっております。ご協力をお願いします。
金品の授受	他の利用者や職員への金品の授受はトラブルの原因になりますので自粛して下さい。

めいわくこういどう 迷惑行為等	ほか 利用者 めいわく 迷惑 になる 行為は ご遠慮 下さい。また、許可 無く 事務所へは 立ち入ら ないように して下さい。
きんせん きちようひん かんり 金銭・貴重品の管理	日 中の 活動 及び 訓練 時間帯 において、事務所 または 施錠 ロック ーカーにて 貴重品 等の 一時 預かり (保管) を 行っており ますが、その他 の 時間帯 においては 利用者 の 金銭 及び 貴重品 の 管理 は 致し ません。紛失 等 されて も その 責任 は 負い ません。
しゅうきょう せいじかつどう 宗教・政治活動	施設 内で 他 の 利用者 や 職員 等に 迷惑 を 及ぼす よう な 宗教 活動 及び 政治 活動、営利 を 目的 と した 活動 は ご遠慮 下さい。
かんせんたいさく 感染対策	感染症 など により、他 の 利用者 や 職員 に 影響 を 及ぼす 可能性 がある 場合は、利用 の 制限 を させて 頂く 場合 があり ます。
みもとひきうけにんおよ ぶ ぎむ 身元引受人及び扶養者の義務	身元 引受人 及び 扶養者 は、利用 料 等 の 経済 的 な 義務 や 利用者 本人 の 迷惑 行動 等 に対する 義務 の 履行 義務 を 負う こと になり ます。
りようちゅうし 利用中止	長 期間 当 事業所 を 利用 する 事 が 困難 な 場合は、家族、本人 と 相談 の 上、利用 を 中止 して 頂く 事 があり ます。再 利用 の 際は 利用 の 調整 を させて 頂きます が、調整 が 出来 ない 場合 があり ます ので 御了 承 下さい。

令和 年 月 日

指定障害福祉サービス生活介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 ゆめの園アクト若葉 生活介護事業所

説明者 職名 サービス管理責任者

説明者氏名 古屋 翔太 ㊞

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定障害福祉サービス生活介護の提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

代筆の場合：代筆者氏名

(続柄：) ㊞

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第79号(平成14年6月13日)第9条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

ゆめの園アクト若葉 生活介護事業所

「介護・訓練等給付費等の対象外サービス」費用一覧

徴収項目	費用	説明
① 食事代	420円/食	
② 行事費	実費	外出行事等の費用として、その都度の説明と同意に基づき徴収させていただきます。
③ 日用品費	実費	利用者の日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに、かかる費用をその都度の説明と同意に基づき徴収させていただきます。 (歯ブラシ・歯磨き粉・洗顔石けん・タオル・ティッシュ等)
④ 創作活動費	実費	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに、かかる費用をその都度の説明と同意に基づき徴収させていただきます。
⑤ 作業活動用品費	実費	作業活動における用品に関して、その都度の説明と同意に基づき徴収させていただきます。
⑥ その他	実費	

- 予防接種経費
- 贅沢品・嗜好品の購入
- 特別食の提供
- 外出に伴う経費 等

「訓練等給付費」費用一覧 ※当事業所における請求単位数

2026年4月1日現在

サービス利用料金全体のうち9割が介護・訓練等給付費等の給付対象となります。事業者が介護・訓練等給付費等の給付を法定代理受領する場合には、ご利用者は、ご利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます（定率負担）。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

こうもく 項目	せいかつかいご 生活介護 きゆうふたんいすう 給付単位数
------------	---------------------------------------

たんい ち
(単位/日)

<ul style="list-style-type: none"> ● 給付サービス費 (定員 31 人以上 40 人以下) 	(3時間未満) 一[区分6] 447 二[区分5] 331 三[区分4] 226 四[区分3] 203 五[区分2] 184 (3時間以上4時間未満) 一[区分6] 558 二[区分5] 414 三[区分4] 284 四[区分3] 253 五[区分2] 229 (4時間以上5時間未満) 一[区分6] 670 二[区分5] 497 三[区分4] 340 四[区分3] 305 五[区分2] 277 (5時間以上6時間未満) 一[区分6] 782 二[区分5] 579 三[区分4] 396 四[区分3] 355 五[区分2] 322
--	---

	(6時間以上7時間未満) <small>くぶん</small> [区分6] 1087 <small>くぶん</small> [区分5] 808 <small>くぶん</small> [区分4] 553 <small>くぶん</small> [区分3] 495 <small>くぶん</small> [区分2] 450 (7時間以上8時間未満) <small>くぶん</small> [区分6] 1116 <small>くぶん</small> [区分5] 829 <small>くぶん</small> [区分4] 567 <small>くぶん</small> [区分3] 507 <small>くぶん</small> [区分2] 461 (8時間以上9時間未満) <small>くぶん</small> [区分6] 1178 <small>くぶん</small> [区分5] 890 <small>くぶん</small> [区分4] 629 <small>くぶん</small> [区分3] 568 <small>くぶん</small> [区分2] 522
● <small>しょきかさん</small> 初期加算	30
● <small>けっせきじたいおうかさん</small> 欠席時対応加算	94
● <small>じんいんはいちたいせいかさんにがた</small> 人員配置体制加算Ⅱ型 (2.0:1)	136
● <small>ふくしせんもんしよくいんはいちとうかさん</small> 福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ)(Ⅲ)	(Ⅰ): 15 (Ⅲ): 6
● <small>しょくじていきょうたいせいかさん</small> 食事提供体制加算	30
● <small>そうげいかさん</small> 送迎加算 (Ⅰ) ※片道あたり <small>かたみち</small>	21
● <small>そうげいじゅうどかさん</small> 送迎重度加算 ※片道あたり <small>かたみち</small>	28
● <small>じょうきんかんごしよくいんとうはいちかさん</small> 常勤看護職員等配置加算 (Ⅰ)	19
● 重度障害者支援加算 (Ⅱ)(Ⅲ)	(Ⅱ): 360 (Ⅲ): 180
● リハビリテーション加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ): 48 (Ⅱ): 20
● 福祉介護職員等处遇改善加算Ⅰ	※給付単位総数の 8.1パーセントを加算
【<small>ちいきくぶん</small> 地域区分】	<small>たんいすうそうけい</small> ※単位数総計に <small>ちいきくぶん</small> 地域区分を <small>じょうきん</small> 乗算 11.22